

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	在宅人工呼吸器使用者への災害時個別支援計画の作成及び見直し業務の委託について
----	--

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：健康部保健予防課保健相談係）

事業の概要

事業名	在宅人工呼吸器使用者への災害時個別支援計画の作成及び見直し業務
担当課	保健予防課
目的	在宅で人工呼吸器を使用して療養中の難病患者や障害者（児）が、災害時への備えを行うよう支援する。
対象者	区内在住の、在宅で人工呼吸器を使用している難病患者と難病以外の障害者（児）
事業内容	<p>1 支援計画作成の実施理由</p> <p>在宅人工呼吸器使用者（以下「使用者」という。）は、医療依存度が高いため、災害時には移動が大変難しく、通常の避難行動は困難である場合が多い。さらに、災害が大規模である場合、その規模の大きさに応じて、発災直後、使用者が行政から直接的な支援を受けることは困難となる。</p> <p>よって、使用者及び使用者の介護者等の発災対応力を高めるため、使用者の不安を軽減することに重点を置き、使用者個別の事情を反映させた「災害時個別支援計画」（以下「支援計画」という。）を、使用者とともに作成することとする。</p> <p>支援計画の作成に使用者自らが参加することにより、平常時からの備えと心構えができ、発災時においても、冷静な行動をとることが可能となる。</p> <p>なお、支援計画の作成の支援にあたっては、あらかじめ使用者及び使用者の介護者等から同意を得るものとする。</p> <p>2 支援計画の作成に至る前に区（保健予防課）が行う内容</p> <p>① 使用者情報の提供</p> <p>使用者本人の同意のもと、使用者の情報（以下「使用者情報」という。）を把握している関係機関（医療機関（かかりつけ医及び専門医を含む。以下「医療機関」という。）、訪問看護ステーション、介護事業所、保健センター、障害者福祉課、高齢者福祉課、高齢者総合相談センター。以下「関係機関」という。）から、使用者情報の提供を受ける。</p> <p>② 「在宅人工呼吸器使用者リスト」の作成、保管</p> <p>①により提供された使用者情報をリスト化し、発災後、速やかに使用者の状況を確認できるよう、当該リスト化したものを書類として所定の場所に保管する。</p> <p>③ 「在宅人工呼吸器使用者マップ」の作成、保管</p> <p>使用者の住所及び当該使用者に係る関係機関をハザードマップによりマッピングし、所定の場所に保管する。</p> <p>④ 防災情報の共有</p> <p>防災担当部署と連携して、使用者に係る防災情報を確認し、当該確認内容を、それぞれの使用者に周知し、共有する。</p> <p>3 対象者</p> <p>難病患者 10名</p> <p>障害者 11名</p> <p>小児慢性疾患児 2名（平成24年12月1日現在把握者数）</p>

件名 在宅人工呼吸器使用者への災害時個別支援計画の作成及び見直し業務の委託について

保有課(担当課)	保健予防課
登録業務の名称	在宅人工呼吸器使用者への災害時個別支援計画の作成及び見直し業務
委託先	区内在住の人工呼吸器使用者が利用している医療機関、訪問看護ステーション及び介護事業所
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<p>【使用者に係る情報項目】 氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、病名(合併症を含む)、医療機関の名称(氏名)・住所・電話番号、発症年月、人工呼吸器装着年月、服薬中の薬、コミュニケーション能力、身体状況(身長、体重、血圧、体温、脈拍、動脈血酸素濃度)、医療処置情報(人工呼吸器、在宅酸素、酸素濃縮器、気管切開、吸引、経口栄養、胃ろう、腸ろう、経鼻カテーテル、膀胱留置カテーテル)、入院受入先医療機関、医療機器取扱事業者、避難場所</p> <p>【使用者の介護者(※1)に係る情報項目】 氏名、続柄、住所、勤務先、電話番号</p> <p>【使用者の発災時避難支援者(※2)に係る情報項目】 氏名、住所、電話番号</p> <p>【使用者の家族、近隣者(※3)に係る情報項目】 氏名、電話番号</p> <p>※1 現に使用者を介護している者で、かつ、上記委託先を含む「関係機関」が上記情報項目を処理することに同意した者 ※2 使用者に係る関係機関の職員で、かつ、上記委託先を含む「関係機関」が上記情報項目を処理することに同意した者(※1該当者を除く。) ※3 現に使用者と交流のある者で、かつ、上記委託先を含む「関係機関」が上記情報項目を処理することに同意した者(※1及び※2該当者を除く。)</p>
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体及び紙
委託理由	上記委託先は、人工呼吸器等医療機器の知識が豊富で、かつ、日頃から人工呼吸器に係るサービスの提供を行っており、専門的知見を有している。よって、当該委託先に支援計画の作成及び見直し業務を委託することにより、迅速かつ効率的に事業展開することができる。
委託の内容	<ol style="list-style-type: none"> 準備段階 使用者の自宅におけるカンファレンスの実施にあたり、「関係機関」の招集を行う。事前準備として事例検討や計画書の原案作成を行う。 支援計画の作成に係る実施段階 使用者の自宅において、使用者、使用者の医療機関、使用者の介護者等(上記※1から※3までに該当する者)がカンファレンスを実施しつつ、支援計画書を作成し、災害時の対応について共有を図る。 支援計画の見直し(事後フォロー)段階 2により作成した支援計画書を区(保健予防課)に送付する。さらに、支援計画書に基づく「使用者の介護者に係る発災後の対応処置」について事後確認を行い、必要に応じて、支援計画書の見直しを促進する。
委託の開始時期及び期限	平成25年4月1日から(以降継続)
委託にあたり区が行う情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 上記委託の期間満了等により上記委託に係る契約の解除にあたり、区が受託事業者に提供した個人情報及び受託事業者が収集した個人情報は、区に返却させる。
受託事業者に行わせる情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する 提供された情報は、施錠できる金庫(キャビネット)に保管する。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 6 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 7 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 8 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 9 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 10 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡すものとし、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する

ものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

11 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

12 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

13 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

14 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

15 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

16 乙は、第1項から第14項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。